

グルコン酸亜鉛に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成26年11月5日～平成26年12月4日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要*	食品安全委員会の回答
1	<p>1. ヒトでの試験結果から得た今回の提案の意義を感じます。</p> <p>2. 貴重なデータと思います。食品添加物はここまで厳重に調査・観察してほしいと思いました。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>
2	<p>この度の「グルコン酸亜鉛の使用基準改定案」について次の通り要望いたします。改定案では、「栄養機能食品及び特別用途表示の許可又は承認を受けた食品（病者用又は特定の保健の用途のものに限る。）」とありますが、これは栄養機能食品と特別用途食品の病者用食品（低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品）並びに特定保健用食品に適用されることとなり、新たに総合栄養食品の他に、低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品においてもグルコン酸亜鉛が使用できると理解しております。一方、特別用途食品には、病者用食品の他にも食品の物性に基準を設けた「えん下困難者用食品」がありますが、この食品は病者・高齢者の嚥下障害者に適するものであり、物性だけでなく亜鉛など栄養成分的にも配慮が必要な食品です。よって、この度の改定で病者用食品全般に使用範囲が拡大されるのであれば、その範囲に「えん下困難者用食品」を加えていただきますようここに要望します。</p>	<p>食品安全委員会は、リスク管理機関からの評価の要請に基づき、リスク評価を行う機関です。</p> <p>使用基準の改正案等のリスク管理措置に関する御意見については、リスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします。</p>
3	<p>亜鉛製品の摂取について、「ラットを用いたミネラル酵母エキス亜鉛の胃粘膜に対する影響」（医学と薬学 2012年</p>	<p>食品安全委員会は、リスク管理機関からの評価の要請に基づき、リスク評価を行っており、添加物「グルコン酸亜鉛」</p>

(案)

<p>12月68(6):987-990、2012)論文には、グルコン酸亜鉛の過剰摂取は、媒体群と比較して胃粘膜障害の長さの総和に有意差が認められ、さらに流涎や自発運動の低下が認められるとの報告がある。一方、亜鉛含有食品であるミネラル酵母エキス亜鉛およびミネラル酵母亜鉛では媒体群との有意差は認められなかった。よって、グルコン酸亜鉛の摂取には量的な管理が重要であり、特に今回検討されている総合栄養食品はその対象が病者であることから、過剰摂取を避けるため、現行の栄養機能食品と同様に「一日摂取目安量」と「摂取上の注意喚起」の表示の徹底をするべきであると考え。</p>	<p>については、病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量に関する上限値を0.63 mg/kg 体重/日(亜鉛として)と判断しました。</p> <p>表示制度等に関する御意見については、制度を所管している消費者庁にお伝えいたします。</p> <p>なお、御指摘の「ラットを用いたミネラル酵母エキス亜鉛の胃粘膜に対する影響」(医学と薬学 2012年12月68(6):987-990、2012)の報告は、判断の根拠となったヒト介入研究において摂取させたグルコン酸亜鉛の量(亜鉛として0.94 mg/kg 体重/日)に比べ高用量であることと、単用量による試験であることから、定量的評価に用いることはできないと判断いたしました。</p>
---	--

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。